

## 第 28 回 武庫川流域委員会

### 議事録

日時 平成 17 年 11 月 8 日(火) 17:30 ~ 20:40

場所 尼崎市中小企業センター

黒田 定刻となりましたので、ただいまより第 28 回武庫川流域委員会を開催いたします。私、事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員ですが、23 名の委員にご出席いただく予定でございます。長峯委員から少しおくれるという連絡をいただいております。武田委員及び岡委員につきましては、所用のため欠席されています。

早速ですが、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。その裏側が配付資料の一覧でございます。それから、委員名簿、25 名出席となっておりますが、武田委員及び岡委員は欠席ということで、よろしくお願いいたします。その裏側が行政出席者名簿でございます。それから、座席表です。

資料としまして、資料 - 1 が第 35 回運営委員会の協議状況でございます。資料 2 は、第 9 回総合治水ワーキングチーム会議資料で、流域 7 市における流域対策の実績等についての一覧でございます。資料 3 - 1、3 - 2 は、第 8 回と第 9 回の総合治水ワーキングチーム会議の協議結果でございます。資料 3 - 3 は、武庫川における流域対策の検討ということで、流出抑制効果量を試算したものでございます。カラー刷りで A 3 横長のものです。資料 3 - 4 は、流域対策における課題、項目整理ということで、上 2 行が対策案の概要、3 行目から下が課題等の項目整理になっております。資料 4 - 1 が、まちづくりワーキンググループからの提案ということで、武庫川の「川の駅」構想提案骨子(案)ということです。資料 4 - 2 は、同じくまちづくりワーキンググループの流域 7 市と関係県民局への質疑事項(案)ということで、アンケート調査表でございます。資料 4 - 3 は、環境ワーキンググループからの検討課題の一覧でございます。資料 4 - 4 が、同じく環境ワーキンググループからの必要資料の一覧でございます。資料 4 - 5 が、環境ワーキンググループからの重要検討項目を整理したものでございます。資料 5 につきましては、3 名の住民の方からの意見書でございます。

参考資料としまして、ニュースレターの No 10、No 11 の特別号と、西宮南部地域における浸水被害についてということで、浸水被害の被害状況を整理したものでございます。

資料は以上でございますが、よろしいでしょうか - -。

それでは、次第の 2 番目の議事に移らせていただきます。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 ただいまから第 28 回武庫川流域委員会の議事を始めます。

武庫川流域委員会は、前々回決めましたように中間報告をまとめ、先月知事に提出しま

した。総合治水の具体的な対策について、ワーキングチームで精力的な審議を進めております。何分、流域対策、河道の対策等々膨大な検討対象があり、しかも、総合治水の流域対策については、これまでの河川行政の中では余り積極的に取り組まれていなかったというのが実態であろうかと思えます。総合治水という看板はあっても、そのところをどう埋めていくかというのは、当委員会の重要な任務であるということ、これまでの議論の中で私たちは痛感してきております。全国的にも、総合的に流域対策を具体化していくというふうな作業はなかなか手がつけられていないということですので、これからの作業は、急がねばならないけれども、難儀な作業に私たちは入っているということ、これをひしひしと感じております。

これからの流域委員会では、具体的にそうした流域対策についてご審議をいただくわけですが、ワーキングチームで一定の資料をつくり上げるという作業ができなければ議論ができないというジレンマがございます。したがって、そのあたりをにらみながら、委員の皆さん方の総合治水についてのご意見をワーキングチームに反映させていくということ、を繰り返し、フィードバックしながらの作業を進めていきたいと運営委員会では議論しております。

議事に入ります前に、議事骨子並びに議事録の署名人の確認をしたいと思います。本日は、私と、奥西委員にお願いしたいと思います、よろしゅうございますか - - 。ありがとうございます。

では、本日の議題の提案にかえまして、11月1日に開催しました第35回運営委員会のご報告をさせていただきます。資料1をごらんください。

この運営委員会では、まず、中間報告を知事に対して提出をした際、知事と意見を交換した中でどのようなことが話があったかということについて報告をしました。これは後ほどご報告をさせていただきます。

2つ目は、武庫川における流域対策の実績であります。流域委員会で宿題となっていた武庫川流域における各市の流域対策の実績については、県が取りまとめて説明をすることで、本日の議題に上げております。これは、前回、10月24日の流域委員会で、7市の方からそれぞれの市の状況についてご意見を聴取させていただき、さらに追加の資料、あるいは状況等をお伺いすることになっておりますが、それに先立って県の方が調査をしてまとめた資料でございます。前回の7市のご意見の補足資料としてお聞きいただければいかがかと思っております。あわせて、西宮市の南部地域の内水被害の記録について、県

と西宮市の間で調査が行われておりまして、本日当流域委員会に資料が提出されておりますので、簡単に説明をいただきます。

3つ目は、総合治水対策の検討の進め方並びに検討課題についてであります。前回の流域委員会からその間2回にわたってワーキングチームが開催されております。その概要をご報告するとともに、本日は、ワーキングチームで整理して出せるようになったものを取りあえず流域委員会に提出するというので、これからの流域対策の検討課題の項目についてご報告をさせていただきたいと思っております。河道対策についても既に検討に入っておりますが、これはまだ具体的な議論に至っておりませんので、後日に回したいということです。森林の保水機能、洪水抑制機能に関しましては、10月の勉強会以降、まだ議論の俎上にのっておりません。今後の議論をにらみながら提案をさせていただきたいと思っております。

そのほか、まちづくりと環境のワーキンググループで、これからの作業について、具体的に手順、内容がまとまりましたので、それぞれのワーキンググループから本日報告させていただきます。

もう1点、前回の流域委員会で配付させていただきました茂木立委員からの意見書、すなわち河川整備の基本方針と整備計画の関係についての法的な側面からの検討という5ページに及ぶ意見書について、本日は茂木立委員からご説明をさせていただきたいと思っております。

以上が本日の議題でございます。そのように進めていきたいと思っておりますが、これについてご意見があれば伺いたいと思っております - -。

特にご意見がないようですので、この議題に沿って進めさせていただきます。

まず、中間報告の提出でございます。前々回の委員会で中間報告を決定した際に少し修正を加えております。てにをはの部分とか、若干ぐあいが悪いところを幾つか直しまして、この報告書は、10月28日の午前、私から井戸知事に提出しました。きょうの資料のニュースレターNo11、特別号をごらんください。これが中間報告書の全容でございます。

この中間報告を提出した際、私の方から要点を申し上げまして、知事からは3点ほど意見がありました。1点は、基本方針の基本高水を決めるプロセスで、昨年台風23号のデータを一たん棄却し、最終的に決定するに際しては、23号のデータも少し棄却基準を改めて対象にしたという経緯がございまして、知事からは、これを外すということは、市民感覚から見れば、いかななものかというふうな意見が出るのではないかという、いわば我々

が悩んできた流出解析としての数値計算の結果と市民感情との兼ね合いの問題が留意点として提起されました。ただ、この報告の内容に関しては基本的に揺るぐものではないということを確認させていただきました。

2 点目は、総合治水の推進体制についてであります。5 月に出した経過報告でも、あるいは知事がこの委員会に出席された際にも、さらに今回の中間報告書でも、武庫川流域における総合治水対策の推進体制を強化、確立してほしいということを繰り返し申し上げてきました。今、委員会では、その体制をどうつくるかということに議論が及んでおります。知事は、総合治水を進めるということについて、いわゆる縦割りを脱却して総合的に取り組むことは当然のことであり、基本的な方針に変わりはない。したがって、そういう推進体制については全庁挙げて取り組んでいきたいという決意を改めて示されました。

3 点目は、フォローアップ体制であります。中間報告書の最後、第 6 章で、私たちがあえてつけ加えた部分ですが、武庫川流域委員会が当面の任務を終了した後、残された課題、あるいは整備計画、基本方針を遂行していくにあたって、参画と協働の観点から進めていく、あるいは流域 7 市及び流域の住民、関係機関の方々が協力して推進していくためには、武庫川流域委員会にかわる機関が必要である。1 つは、第三者機関、もう 1 つは、流域の住民会議のようなものが必要であるという提言をしております。これについてもぜひ取り組んでいただきたいと申し上げました。この件に関しましては、フォローアップ体制は当然のことであり、県としても取り組んでいかねばならない。したがって、具体的にどのような組織で、どのような構成で行っていったらいいかという提案も盛り込んでほしいという要請を受けました。

この 3 点が知事からの主な話であります。最後に私の方から、その決意と方針をもう一度当委員会に出席してきちんと話をさせていただきたい。委員と意見交換をする機会を持ってほしいと要請をしました。知事は、喜んで出席したいということで、私の方からは、11 月ないし 12 月の日程の中でぜひ段取りをつけてほしいという要請をして、調整をしてもらいましたが、我々の委員会日程は先に決まっていますので、どうしても難しい面が出てきて、ひょっとしたらもうちょっと先になるかもわからないという状況にあります。それを一応報告しておきます。

この件に関しまして、ご意見、ご質問があれば、お願いします。

奥西委員 知事の意見の第 1 番で、聞き違いかもしれませんが、あたかも流域委員会が住民の意見を無視して決めているかのごとく言われるということは非常に心外で、もしそ

れが当たっているのだったら、もう一度我々は自己点検をやり直さないといけないだろうと思います。そのことを理由に具体的な数値まで意見を述べられるということについても、私は当惑を禁じ得ません。

松本委員長 若干補足をしますと、最初はちょっと勘違いがありまして、2つの基本高水を選定する過程で、一たん台風 23 号のデータを棄却した経過があって、最終的に棄却したままであるというふうに勘違いをされていたところからの発言であります。そのところはちゃんと誤解を解きました。したがって、それが入ったことについては、当然対象になるだろうということです。ただ、それをどのように取り扱うか、どのように受けとめるかというのは、これからの議論であるというふうに申し上げて、そのところは、特にその数値を基本高水にしないといかぬというふうなことを別に言っているわけではないということです。

ほかにございますか - -。

特になければ、これは報告という形でご了承いただいたこととします。

では、2つ目の議題として、武庫川流域の各市における流域対策の実績について、県の方から各市に対して照会して取りまとめた報告を県の方からさせていただきます。

前田 事務局の前田です。

武庫川流域における各市の流域対策の実績等について説明させていただきます。

前回、第 27 回流域委員会で、流域 7 市と委員で意見交換を行いました。時間の関係等で十分に答えることができなかつた部分もございましたので、流域 7 市から、流域対策の実績とか今後の可能性について後日報告するという事になっていました。また、総合治水ワーキングチームにおきまして、同様に各市の実績についての調査をした方がいいといった意見が多数ございましたので、今回事務局の方から流域 7 市に照会をして取りまとめたのが、第 28 回流域委員会資料 2 です。

A 3 判の表の横の行に、武庫川の上流から篠山市、三田市、神戸市、宝塚市、伊丹市、尼崎市、西宮市といった形で、市別の枠を設けております。縦の列、二重線で囲っておりますのが、武庫川流域内における流域対策の実績ということで、詳細な内容として、ため池、校庭貯留、各戸貯留・浸透柵、その他として、農地、公園、透水性舗装、調整池の設置等といった区分で整理しております。隣の列は、武庫川流域外における流域対策の実績ということで、同じく、ため池、校庭貯留、各戸貯留・浸透柵、その他という形でまとめております。その隣の列につきましては、今後実施する可能性のある流域対策ということ

で、各市が現在検討されている流域対策として可能性のある分を記載しております。備考欄には、各市において開発をするときに、各戸貯留とか、調整池、あるいは浸透柵、透水性舗装といったものを設置する指導の目安、基準のあるところについては、参考までに記載しております。

以上、簡単ですが、この表についての説明を終わらせていただきます。

松本委員長 これは、前回の 7 市のヒアリングの補足資料としてお受けとめいただければと思いますが、質問等あれば、ご発言ください。

伊藤委員 流域 7 市を調査されていて、よくわかって、いい資料だと思いますが、もう 1 つ、県の施設についても県道とか、県立高校での浸透性舗装あるいは校庭貯留はどうなっているかというのもご調査いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

松本委員長 念のために申しますと、今説明があった表の二重線で囲んだところとそうでないところ、いわゆる武庫川流域内と流域外に分けてありますが、私も最初はよくわからなかったんですが、流域内というのは、いわゆる甲武橋の基準点より上流の武庫川に流入している河川の流域ということで、甲武橋より南の武庫川の両側の尼崎、西宮の地域は流域外になります。氾濫域というふうに言っているらしいですけども、そのところの理解をしておいてもらった方がいいかと思えます。

田村委員 1 つ調べてほしいのは、民間あるいは公団とかが宅地開発をしたときに、防災調整池ができます。設置要綱とか基準によって指導されてつくられるんですけども、下流の水路なりがある一定の基準で改修されて、その調整容量が必要がなくなったときに、普通ですと、それは宅地にかわったりします。所有者としては、できたら上を利用したい。一方で流出抑制とすれば、調整機能が総合治水の一環として機能するということが考えられるわけです。

最近されている例でいきますと、調整池の下を空隙率の高いもので整備して、調整容量を確保したまま上部利用もできるといったものがありますが、そういった事例が武庫川流域において過去にあるのかどうか、あるいは現在進められつつあるのかどうか、今後の検討材料として、ぜひとも調べていただきたいと思えます。

岡田委員 資料 2 の表を見せていただくと、武庫川流域内における流域対策の実績として、各市いろいろとやっておられるようですが、私は、もうひとつという感じがします。全市のことを知っているわけではありませんが、例えば宝塚市の水のマスタープランというのは、平成 14 年 12 月に出されまして、私が持っておりますのは概要版ですが、いろい

る説明をされております。

流域での雨水貯留浸透施設などの洪水流出抑制施設の整備とか、ため池の保全とか書いてありますが、具体的に言いますと、逆瀬川の上の大和銀行の跡の住宅開発地域などでは、今まであった池が埋め立てられて、かわりにできたのは、簡単な修景用の池です。透水性の舗装についても、業者さんとの契約で、そういうことは余り行われていないようです。

市の管轄する道路とかは、各市で積極的にやられていると思いますが、市だけでなく、民間の業者に対しても、もちろんコストはかかりますけれども、何らかの意味で協調体制をとっていただくことが大事であると思います。

今後、各市からの現況説明があるかもわかりませんので、その時点で詳しくお聞きしたいと思いますが、私としては、もう少し何とかならぬものかという気がしております。

松本委員長 いずれも、これからワーキングチームでさらに検討していく課題ですので、こういうふうな状況にあるということのご報告で、本日はとどめたいと思います。

次の議題に移ります。県の方から、参考資料として、西宮南部地域の内水の浸水実績についてというのが提出されております。これはかつて委員会から資料の提出を求めていたものですが、中身は省略していただいて、この資料について簡単に説明してください。

前川 河川計画課の前川と申します。

先ほど委員長からご報告していただいたように、運営委員会から西宮南部地域河川の浸水被害の資料を提示するということなので、今回参考資料として添付しておりますので、簡単にご説明いたします。

1 ページは、昭和 13 年 7 月 5 日以降の主要な洪水での日雨量、浸水面積、浸水戸数を一覽にまとめたものです。

日雨量につきましては、県の西宮雨量観測所のデータを基本に整理しておりますが、西宮のデータがない場合は、気象台の神戸もしくは名塩の雨量観測所のデータを記載しております。浸水面積及び浸水戸数につきましては、表 - 1 にありますように、昭和 13 年あるいは 25 年については西宮の市史、昭和 36 年、平成 11 年 6 月については国土交通省の水害統計データ、平成 11 年 9 月は西宮市の資料をもとに整理しております。

2 ページは、西宮市史に記載のありました昭和 13 年、昭和 25 年の浸水区域を転載したものです。

3 ページから 5 ページは、聞き取り調査により作成した平成元年、平成 11 年 6 月、9 月の浸水区域図でございます。

以上でございます。

松本委員長 この資料に関しましては、ワーキングチームでもまだ検討に入っておりません。西宮、尼崎における内水対策との絡みで、必要になる資料かと思いますので、これはワーキングチームの課題の中で検討をしていただくということで、これについての議論は本日は割愛したいと思いますが、よろしゅうございますか - -。

では、そのようにさせていただきます。

3つ目の議題に移ります。総合治水対策の検討であります。まず、第8回、第9回のワーキングチームの検討経過を主査の私からご報告させていただきます。資料3-1並びに3-2に協議結果の概要がございます。ダブっている部分がありますので、省略してお話しします。

ワーキングチームでは、流域対策の流出抑制効果量の算定、最大限見積もってどの程度あるのかということ的前提にして、実際どのような形で可能なのかというところをこれから検討していき、最終的には基本方針並びに整備計画に反映していける対策を選定していかなばならないと思っておりますが、第8回、第9回の段階では、その前段の作業です。いわゆる計算上の効果量と実際の可能性はまた別の話なので、今後の検討の中では、そのところはきっちりと分けて協議していく必要があるだろうということです。

2つ目には、河川管理者の方で計算して説明してもらった各施設の効果量を一つの目安として、これをどのようにプラスアルファしていけるか、あるいは実際にはもっと難しい、間引かないといけないところを整理、検討をしていく必要がある。

3つ目には、河川管理者から説明があった流域対策の課題については、流域委員会のワーキングチームとしてもう一度全面的に評価をし直して、課題をまとめ直した資料を作成する。これは後ほど報告をしていただきます。

4つ目に、河道対策については第7回ワーキングチーム会議で出されておりますが、内容の協議には至っておりません。

また、篠山市の方で、上流武庫川「自然を活かした川づくり」検討委員会というものが、県と篠山市、あるいは地元の関係団体、住民で過去行われてきましたが、その中で、一たん県から提案された遊水地案というものが取りやめになったといういきさつがございます。この辺の詳細については、我々としては検討途上ですが、その辺の理由をもう少し明確にしていく必要があるということです。

その他、公園、学校などの貯留、利水ダムの治水活用等々の課題についても、検討に入

りかけているという状況です。本日は、遊水地、各戸貯留、雨水浸透施設等についての試算結果、並びにこれからの検討課題の項目整理したものを報告し、ご意見を伺うという段取りにしたいと思っております。

実は、本委員会とワーキングチームの間でどうやってキャッチボールをしていくかというところが大変難しい状況になっております。冒頭のごあいさつで申し上げましたように、ワーキングチームでは、さまざまな原資料、あるいは試算みたいなものを出してもらって、その実現可能性を多様な角度から検討する、あるいは全国的な取り組みの成果も引用して、その武庫川での応用を検討するという事で、膨大な資料と格闘していますが、それをどの段階で本委員会に提示して議論してもらったらいいかというのが悩みの多いところです。原資料そのまま本委員会へ出しても、限られた時間では大変難しいということになりますので、その辺は逐次整理した上で出して議論をしてもらうということにしていきたいと思っております。

今後の検討のスケジュール、課題としては、きょう報告されます最大の効果量試算とあわせて、遊水地、あるいは個々の流域対策の検討を継続するとともに、河道計画の検討、森林の保水、洪水抑制機能、利水ダムの治水活用の可能性等々について、順次検討を進めていきたいと思っております。

以上が 2 回のワーキングチームの会議のご報告でございます。これについて何かご質問があれば、挙手をいただきたいと思います - -。

特になければ、具体的な内容のご報告とあわせて、ご審議をいただきたいと思います。

第 1 に、県の方で、流域対策における個々の対策の流出抑制効果量の算定をしてもらいました。対象は、ため池、防災調整池、学校、公園、水田というところです。その他についても検討を進めておりますが、ちゃんとした数値として出せる状態になっておりませんので、本日はとりあえずこの 5 項目の効果量の試算結果を報告してもらいます。

前川 武庫川における流域対策の検討、流域対策による流出抑制効果量の算定について、資料 3 - 3、A 3 判の 2 枚ものをごらんください。

初めに、ここで検討する対象降雨は、昭和 57 年 7 月 28 日型降雨、平成 16 年 10 月 18 日型モデル降雨としております。基本高水の候補 - - 大きい枠の中と小さい枠の中での代表降雨ということで、この 2 つを選定しております。この 2 つの降雨による計画規模 1 / 100 での流出計算をそれぞれ行いまして、基本高水ベースである青野ダムなしの流量、及び現存する青野ダムの調節効果のみを考慮した青野ダムありの流量を求めております。計

算結果のうち、主要地点の流量を示したものが 1 ページの左下の図 - 1 でございます。

検討対象降雨の甲武橋地点でのハイト・ハイドログラフを図 - 2 に示しております。昭和 57 年 7 月 28 日型降雨では、甲武橋地点で、青野ダムなしでは、ピーク流量 3,844m<sup>3</sup> / s、青野ダムありで、甲武橋地点では 3,589m<sup>3</sup> / s、同様に、平成 16 年 10 月 18 日型モデル降雨では、甲武橋地点で、青野ダムなしで、ピーク流量 4,651m<sup>3</sup> / s、青野ダムありで、4,429m<sup>3</sup> / s となっております。

次に、この検討対象降雨を用いて、流域対策による流出抑制効果量を算定しました。ここでの効果量算定については、各流域対策の実施上の課題はひとまず考慮せず、流出抑制効果の最大値を求めることを目的としております。

2 ページ、流域対策の検討ケース、条件設定ですけれども、6 つのパターンを考えております。

1 つ目として、ため池については、満水面積が大きなため池の堤防を 1 m かさ上げした場合、2 つ目として、防災調整池については、すべてを対象にして、効果的な治水効果が果たせるようオリフィスを設定、改造した場合、3 つ目として、学校については、すべてを対象にして、グラウンドに 30cm 貯留した場合、4 つ目として、公園については、すべての公園を対象にして、敷地面積の 40% に対して 30cm 貯留した場合、5 つ目として、水田について、すべての水田面積において、損失高が 200mm 増大した場合を想定しております。最後に 6 つ目として、これらの対策工をすべて行った場合の 6 つのケースを設定して、効果量を試算しております。

3 ページには、この条件による流域対策による流出抑制効果量の算定結果を整理しております。昭和 57 年 7 月 28 日型降雨による算定結果は、例えば甲武橋地点で、流域対策を講じる前の青野ダムありの流量 3,589m<sup>3</sup> / s に対して、1 番のため池の流出抑制効果量については 70、防災調整池については 12、公園については 29、学校については 9、水田については 339、これらの対策工をすべて行くと 458m<sup>3</sup> / s となります。

同様に、平成 16 年 10 月 18 日型モデル降雨による場合は、流域対策を講じる前の甲武橋地点での青野ダムあり 4,429m<sup>3</sup> / s に対して、ため池が 86、防災調整池 12、公園 39、学校 11、水田 425、これらの対策工をすべて行いますと 571m<sup>3</sup> / s の流出抑制効果量となります。

右には、昭和 57 年 7 月 28 日型と平成 16 年 10 月 18 日型モデル降雨の甲武橋地点での各流域対策を行ったときのハイドログラフとその効果量、あわせて有馬川の最下流地点、本

川合流前のハイドログラフも参考にお示ししております。

以上、簡単でございますけれども、流域対策による流出抑制効果量についての説明を終わります。

松本委員長 今回の説明に対してご質問があれば、お願いしたいと思います。

1 点だけ、2 ページの 5 番目の水田について、すべての水田において損失高 200mm 増大した場合というのは、要するに 20cm 水田に水をためたらということでしょう。

前川 委員長おっしゃられるように、何らかの手法で、水田を今の状態より 20cm 貯留できるような状態にした場合という仮定です。

松本委員長 すべての水田で雨を 20cm ためることができたらという、この想定が最大 225mm で、その中の 200mm ということですね。

前川 そうでございます。そのうちの 25mm は、モデルの中で損失高として考えている 25mm ということです。

松本委員長 想定する雨量で、水田に降った分は水田にためたらという意味のようでございます。

そういう試算の結果であります。ご質問、ご意見等あれば……。

池淵委員 さっき田村委員もちょっとおっしゃったんですけれども、防災調整池は、暫定的な防災調整池なのか、恒久化できる防災調整池として見れるのか、そのあたりは兵庫県のこのエリアはどういう状況であると理解しておけばいいんでしょうか。

前川 今後、総合的な治水対策を進めていく上で、そういう仕分けをせずに、暫定調整池も恒久調整池も、試算の中ではカウントしております。

松本委員長 参考のために、2 ページの 1 から 5 まで、大きなため池の堤防を 1 m かさ上げして、治水容量 185 万 m<sup>3</sup> という場合のため池の数、あるいは防災調整池の箇所数、学校、公園の箇所数、水田の面積、それぞれの数字を簡潔に説明してください。

前川 箇所数でご説明しますと、ため池については、ここでカウントしておりますのは 88 カ所、防災調整池については 178 カ所、学校については 114 カ所、公園については 127 カ所、水田については、土地利用として水田でカウントしているところの 80% として、約 5,500ha を計算の中に組み込んで試算しております。

酒井委員 効果量と可能性は別ということで、これは机上的に数字が出されたと思います。これを具体的にどうおろしていくかという問題で、ため池の場合も水田貯留の場合も非常に難しい問題があると思いますので、今後私たちに課せられた仕事は、それをどう

具体化していくか、確かめていくかということだと思います。

松本委員長 今酒井委員からお話がありましたように、これはあくまで机上の計算であります。私たちはこれをどのように検討していくのかということについて、流域対策における検討課題の項目の整理をワーキングチームでは行っております。まだ完成品ではございません。途中経過ですが、現時点でこのような形の検討が必要であろうということで、取りまとめた表でございます。

次の議題で、議論を踏まえて一覧表にする作業をしてもらいました中川委員からご報告をお願いいたします。

中川委員 資料 3 - 4 について、私の方からご説明させていただきます。

総合治水ワーキングチームの方で、今酒井委員の方から話があった、具体的にこれらの方策を実現していくにあたって、どういうことが考えられるのか、あるいは実現できるかどうかということは今まさにやっていますが、課題が非常にたくさんございます。そのあたりを効率よく議論を進めるための手がかりの資料として今まとめているのが資料 3 - 4 です。

きょうは、中身ではなくて、枠組みだけを委員会の資料として出させていただいています。横に、今県の方で試算してもらっている 5 つの対策が並んでいます。対策がもっとふえてくれば、さらに横に並んでいくこととなりますけれども、今の時点ではとりあえずこの 5 つについて整理をかけています。

試算した数字がそれぞれ出ております。先ほどの説明にもありましたように、実現の可能性云々についてはとりあえず保留して、最大量を求めるということで出していたのが、先ほどの数字です。それに対して、それぞれの方策をとるにあたっての課題が出てきております。これらの課題を踏まえた上で、それをクリアして、流域対策としてとり得るため池なり防災調整池なりを総合治水の方策をこの委員会で検討しなければならないということになってまいります。

縦軸は、整理され得る課題として大きくとっております。上から順番に技術的な観点、自然環境への影響、社会的な影響、関係者にかかわる課題として、工事の実施主体、利害関係者との交渉等々 5 つ挙げておりまして、あと、維持管理にかかわる運用に関する課題が挙げられております。

これらの課題を踏まえて、総合治水対策をするためにどういう方策がこの委員会として考え得るのかということ議論していく。そこが課題の下の方策というところになるのか

と思います。ワーキングチームなり委員会での議論が最も集中されるべきは、この方策のところだと私自身考えております。

最終的に、それぞれの方策案について一定の評価が必要になってくるかと思います。評価軸はまだ十分ではないと思いますけれども、現在挙げられているところでは、教育的な効果、経済性、自然環境への影響というものもここに入ってくるのではないかと考えておりますが、とりあえずこのような枠組みで整理をして、議論を集中的に効率よく進めていくのがよいのではないかと考えております。

具体的なそれぞれの中身について埋めたものを本日ワーキングチームから出せばよかったんですが、時間的な問題もございまして、とりあえず議論の枠組みだけ報告させていただくということで、こういう形で整理させていただいた状態です。

資料の説明としては以上です。

松本委員長 この表に関しましては、上に並んでいるため池、防災調整池、学校、公園、水田それぞれに、左側の概要の課題、方策、評価の空間を埋めていくという作業に既に入りかけております。ただ、それぞれの対策の整理ができる段階には至っておりません。それができ次第、改めて空間を埋めたものをお出しするということです。今は、左側の項目の説明を入れてあるという形になっております。

以上、きょうの段階で報告できる資料をご説明いただきました。あと限られた時間でございますが、ワーキングチームの議論に参加されている委員の皆さんも含めて、ワーキングチームでのこれからの議論のポイント等についても補足意見を出しながら、こういう方向について全体で共有していくという議論にしていただければ幸いです。

ご発言の方は挙手をお願いいたします。

中川委員 今回の資料で、私の個人的な意見は差し控えた方がいいかなと思って申し上げなかったことを、私の意見ということで申し上げさせていただきます。

資料 3 - 4 も含めて、決して資料を整理するのが目的ではありませんで、いかに効率よく議論を集中させて進めていくかというところを考えたいと思います。時間も限られていますし、方針と整備計画と同時進行で今議論を進めているということで、少しごちゃごちゃしているところもあると思いますが、まず方針レベルで、この流域対策、さまざまな前提条件をつけたにしろ、数字として一定の効果量が目安として出てきております。それらも含め、これらの対策をこの武庫川流域でどういうふうにやっていくんだというところが一番議論のぶつかるところなんだろうと思います。

実際、ワーキングチームで、課題のたたき台ということで、県の方で整理していただいたものは、その心配されることを全部挙げたものだとは理解していますが、それを今の時点で評価してしまうと、何もできないよねという状況に陥ってしまうのが実情だと思います。少なくともこの委員会では、総合治水対策をやっていくんだという前提に立っているわけですので、課題が多いのは承知の上で、このことに取り組んでいかなければ、先ほど酒井委員がおっしゃったように、先が開けてこないと思います。

実際、課題はたくさんありますし、非常に大きなものもあります。特に関係者のところは、ステークホルダーが非常に多い対策ばかりですので、そのあたりをどうクリアしていくのかということ議論していかないと、でき得る方策を提言できないということになると思っております。

ですから、方策を検討するということに議論を集中させて、知恵を出し合って議論を進めていきたいと思っております。

あと、非常に心配をしているんですが、もう 11 月で、3 月までということを見ると、時間が限られています。ですから、方針レベルの議論と整備計画レベルの議論というのを、どうすり合わせ、あるいは仕分けしながら、かつ効率よく進めていくのかということこそ少し頭に置きながら議論を進めていかなければいけないというふうに思っております。

とりあえず、この 2 点です。

松本委員長 2 点、問題提起がされました。関連してでも結構ですし、別の問題でも結構です。

田村委員 流出抑制効果量の算定、シミュレーションということで、これはこれで検討していかないといけないと思うんですが、総合治水対策ということで、先ほど各市の事例にありましたように、校庭貯留とかは、既に三田市さんとか宝塚市さんとかで幾つかされています。特に流域内の学校は、公立、私立に限らず、オンサイトの流出抑制ということも必要ですけれども、グラウンドなんかをうまく使って、地下貯留というようなことを同時に考えていく必要があるのではないか。宝塚市なんかは、学校の耐震建築ということで、仁川小学校もそうですけれども、建てかえがどんどん進んでいます。そういったときに合わせて、オンサイト、あるいは地下貯留みたいな形で、流出抑制効果を発揮するようなことをしていくということが必要かと思っております。

公園につきましても、今後、新設の場合もありますし、拡張の場合もありますし、既設の公園の改修もありますので、オンサイトだけではなくて、地下貯留というのでも考えてい

っていただきたい。100年1に余り効果がないと言え、そうかもしれませんが、流域住民、市民の意識を高揚していく、少しでも役に立つことはどんどんしていくというようなことも含めて、検討していく必要があるのではないかと思います。

佐々木委員 流域対策における課題に上がっている5つの項目は、既存のものに対するもので大体構成されています。既存のものということで、校庭貯留とか公園とかはわかるんですが、これから公共施設等大きなものが計画されたり改修されたりというようなこともございます。そういった公共施設での貯留とかで、将来的に可能性のある大きなものは多数あると思います。要綱とかに盛り込む部分にもかかわってくるんですけども、民間の施設等も含めて、新しい部分に対する期待と言うとちょっと語弊があるんですけども、そういった効果に対する数量カウントみたいなものについても検討する余地があるのではないかと思います。

加藤委員 質問も含めてになるうかと思いますが、総合治水は本当に大きなテーマだと思いますし、現段階で、はっきり言って総合治水という言葉はありながら、機が熟していないというか、そんな感じを持っているわけです。ちょっと後ろ向きなことを言うかもわかりませんが、余りにも課題が大き過ぎる。具体的に、この委員会でどの時点まで合意すれば、それが本当に活用できるものになるのか、その辺が私自身ちょっと見えないんです。一つ一つの課題を見ましても、安易に取り組める問題は一つもないと思います。単に絵にかいたもちで終わらないようにするためにも、ある合意点というか、ある程度めどをつけておかないと、前へ進まないんじゃないかと思っております。

例えば、ここに上がっている関係者のところを見ましても、利害関係者との接点なんかは、この委員会でやることは恐らく不可能に近い、時間的にも非常に難しいんじゃないかと思うんですね。ですから、どの程度まで合意すれば、本当に使えるのか、その辺、わかっておれば、逆に私自身教えていただきたいなと思っております。

松本委員長 幾つか意見が出されていますが、例えば、今の加藤委員からの問題の投げかけに対してご意見があれば、お出しいただきたいと思っております。

酒井委員 私が思うのは、川というのは、源流から川口まで一本の命のような形で流れております。例えて言えば、駅伝競走のように、篠山市から三田、三田から宝塚と、たすきを受け渡すような形で流れていく。しかしながら、その流れる過程において、上流と下流で利害の相反する問題も出てこようと思っております。その中で、治水安全度を高めるために、下流域の人は上流域をおもんぱかる、上流域の者も下流域の安全のために何ができるかを

考える。そういう一本筋の通ったものがなければ、ただうちはこうや、うちはこうやというのを並べたのでは、身もふたもない状況になってしまうと思います。

そういったことで、流域に降った雨をどう配分するか、どう抑制するか、それが甲武橋にどう効果があるか、あらゆる角度から調整されて、具体的に検証されていく。今後、こういう話を進めていくための一つの提案として、それぞれの市も加わっていただけるような議論ができればうれしいなと思います。

岡田委員 私は、きょう午前中に、西宮市さんのご厚意を得て、校庭貯留の実態を見学に行きました。具体的に言いますと、夙川小学校と深津中学校、2種類の状況を見学させていただき、いろいろご説明をいただきました。非常に参考になったと思っております。

その中で、具体的なことを一々言うと非常に時間がかかりますが、西宮市さんの場合は、校庭貯留は、平均深さ 10cm ということで、県さんのデータのように、30cm というようなことにはなっていないようです。

そういう具体的なことについては、いろいろ議論があると思いますが、資料 2 の西宮市さんのところを見ますと、小学校を中心に平成 12 年度より実施、オンサイトで 17 校完了していて、平成 17 年度には 4 校を予定していると。学校のうちで 21 校は既に完了しているわけですから、これはできるかできないかという問題ではなくて、できる問題であると私は思っております。

西宮市さんの場合は、実際には武庫川流域外の土地におけるオンサイト貯留で、しかも小区域におけるピークカットということですが、私は、どこであっても、校庭貯留というのはその程度のものではないかと思っております。それをこんなものやってみようがないと言うのは、総合治水対策には全く逆行する意見でございますから、量が少ないか多いかということにかかわらず、とにかく各市、特に武庫川流域の学校などで利用できるかどうかということをもう少しご検討いただければありがたいと思っております。

もう 1 つは、基本方針レベルでの対策ということで、5 項目、ため池、調整池、学校、公園、水田とありますが、ここで考えるかどうかは別として、さらに超過洪水対策ということについて考慮に入れなければならないと思います。

実際に、西武庫公園の近所の団地は、今多くが建てかえの時期になっておりますが、その中に、ピロティー式のアパートもありますし、もとのままのアパートも隣接してあるというようなおかしい事態になっております。私は、グランドラインから 2 m 以上のところに住居を構えることを基本的な方針として、地べたのすぐ上に家があって、そこに人が住

むということは、武庫川の堤防の高さよりずっと低いところにアパートがあるようなところでは避ける方がいいのではないかと思います。いわゆる縦割りということが問題になっていまして、河川計画課が果たしてそこまでやるのか、住宅関連の問題であるから、そんなことはできないとか、そういう議論に発展するんじゃないかと思います。その辺は共同してやっていただくことが大事ではないかと思います。

村岡委員 机上の計算かも知れませんが、5つの貯留施設をやったらどれぐらい効果があるかということ、資料の3-3で説明されました。結局、どれだけ効果があるかということを見るのに、甲武橋の基準点でどれぐらい効果があるかということをやっておられるわけですね。確かに甲武橋でどれぐらい効果があるかという検討も必要ですけども、ため池にしる、校庭あるいは公園の貯留にしる、その地域の氾濫とか内水とかでどれだけ効果があるかということを見ていかないといけない面もあるんじゃないか。今後、そういった小地域での洪水対策、治水対策を含めて、実現性を考えていくことが必要ではないかと思います。

先ほど佐々木委員が言われたように、このやり方は、既存の主たる応用地域で、ため池とか、校庭とか、公園とかにためるということで考えた一つの方策なんですけれども、田村委員も言っておられたように、プラスアルファがあって、その地域でより治水効果を上げるのではないかと。つまり、同じやるのだったら、その下にちょっと穴を掘って、調節池みたいなものをつくってみるとか、こういったものを連携させることによって地域の治水効果を上げるとか、そういった面に応用するというのであれば、単に基準点に対する効果だけを読んではいけないのではないかと気がいたしました。

佐々木委員 一つ一つを見ましても、数値としては余り大きな期待はできないということ、ワーキング等でもいろいろ話をしてきましたけれども、この場でもう一度言わせていただきますと、この対策は草の根的な積み上げのような部分になりますので、武庫川の治水に対する住民への意識啓蒙も重要なことです。そういったことにつながるということ、を認識した上で考えるということ、です。

今この課題は基本方針レベルでの対策ということで挙げられておりますので、まず何が挙げられるのかということに重点を置いて、大きな枠での話を考えていくことも重要ではないかと思います。

それと、実現性は整備計画等で出てくることかも知れませんが、前回各市のお話をいろいろお聞きしますと、結構取り組んでいらっしゃる市がございますし、きょう県の方で

提出していただきました補足の分を見ましても、流域委員会の決定いかんによっては協力していくというふうな三田市さんの姿勢もございました。各市のお話をお聞きしていただき、学校貯留等前向きに考えていただけるので、流域委員会として、なおかつ県として、今後どういうものを設定していくかによって実現性は大きく変わってくると思いますので、そこはきちんと考えていかなければならないと思います。

中川委員 加藤委員の問題提起と今まで続いてきた話にかかわるんですけども、私は、やるかやらないかということと、できるかできないかという話を区別して話をしないといけないと思っております。そういう意味で、最後に佐々木さんが言われたことに近いのかもしれないんですけども、私は、この整理をするときに、とりあえず基本方針レベルの話をクリアしないといけないんだろうなと思っていました。それを考えると、基本方針レベルですから、超長期になるわけです。超長期の対策を考えるときに、今時点のさまざまな情勢を考えて、できるかできないかというジャッジをすることが果たして適切なのか。私自身の意見は、やるかやらないかという方針をどう考えるかということだろうと思っております。

整備計画といっても、二、三十年という話も出ています。二、三十年が短いかということ、私は十分長いと思っているんですが、少なくとも方針レベルの議論をするときに、私も、加藤さんがおっしゃられたことは痛いほどよくわかるんですが、乗り越えないといけない課題がたくさんある、それらに対して、やるかやらないかということ、この委員会としてまずはっきりさせるべきなのじゃないかと。それを考えるときには、参考情報として、こんなにたくさんの課題があるよ - - こんなにたくさんなのか、たったこれだけなのかはわかりませんが、そこを事実誤認しないように、きちんと踏まえた上で、やるかやらないのかという議論がシンプルに先にあるべきなんだろうなと。

私の個人的な意見としては、数字が高かろうが小さかろうが、超長期の方針としては、流域であらゆる手を尽くすべきだと考えておりますので、やるかやらないかと言えば、すべてやると。ただ、やり方というのは絶対必要ですので、それをどう実現するのかということ、それをきちんと落として議論していく。

もう一つ、これは加藤委員のご心配の答えになるのかどうか、私自身よくわからないんですが、特に利害関係者との調整には非常に大きな問題があると私も考えておりますし、その一つ一つをこの委員会の中で調整をつけていくというのは現実的に不可能なんだろうなとも思っております。ただ、この委員会としては、県なり河川管理者なりが、この後、

その道筋に沿って動いていけば調整がやっていけるというような道筋、大きなフレームワークを提言していくということがむしろ必要なのではないか。

例えば、一つの方策として、条例を制定するということもあり得るだろうし、基金を創設する、あるいは新しい税金もあるかもしれません。あるいは、庁内に新しい体制をつくってもらうというのも、具体的な提案になっていくのかもしれませんが。やり方の大きな枠組みを示すということは最低限必要ではないか。例えば、ため池のどこどこをどう調整するかというのは、そうすると具体的な利害関係者が見えてきますが、その次の話になっていくのかなというふうに思っております。

加藤委員の答えになっているのかどうかはわかりませんが、今の時点では私はそのようにとらえております。

畑委員 おくれて参りまして、ピントが外れるかもしれませんが、広い意味の流域対策ということでは、流出予測ができるような流域の総合的なモデルづくり、今後の対策として、特に事前の避難とかに直結して、被害を小さくすることができるということが重要ではないかと考えております。

今後 20 年、30 年という計画になりますと、どこの国でも、各河川のモデルづくりというのはします。我々としても、準線形貯留型モデルということで検討してきているわけです。ご承知のとおり、不十分な点はいろいろあるかと思いますが、武庫川モデルというのをきちんとつくっていったら、そういうモデルをもとにして、総合治水対策の効果をより明確にできることになると思いますので、そういう点も追加的に検討すべきかと考えています。

松本委員長 ほかにございますか - - 。

なければ、このあたりで一たん終えたいと思いますが、冒頭に申し上げましたように、きょうのご意見は、これから具体的にワーキングチームで対策を詰めていくときの留意点になるかと思えます。冒頭ごあいさつで申し上げましたように、私たちは9回のワーキングチームの会議をする中で、例えばどこかで大規模な遊水池をつくったとか、どこかで水田の貯留をやっているとか、ため池を改良しているとかいう個別のケースでは、モデルになるようなものが全国的にないことはないけれども、約 500km<sup>2</sup> の武庫川の流域全体で、総合的な流域対策を計画として策定しているというふうな例はほとんどないということがわかりました。私たちは、ないものをつくろうとしている。前例踏襲ではなくて、無から有をつくるという作業に今臨んでいるわけですから、今何人かの方からご意見がありまし

たように、これまでの発想と考え方ではできないだろう。壁だらけであります。それをどうやって突破していくかということを検討しなければ、武庫川モデルはできないのではないかという認識を私自身持っております。

1つだけ個人的な意見をしゃべらせてもらいますと、私はまちづくりの観点からこの委員会に参加をさせてもらいましたが、住民が計画をつくって、まちをつくっていくという作業は、既に40年の歴史を持っているわけです。先週も、神戸の長田区の真野地区で、真野まちづくり40年、地区計画25年、震災復興10年を記念するイベントとシンポジウムが開かれました。その中で、私がそうなんだというふうに感心したのは、なぜ真野まちづくりが全国で有名なのかということ、25年も前に、他人の土地に勝手に住民が線を引っ張って絵をかいた。そのことを市長が認めて、市と一緒に一つ一つ作り上げてきたということだと総括されました。要するに、計画というのは、他人の土地に勝手に絵をかくものだ。かつてはこれは国しかやれなかった。しかし、都市計画法に基づいて自治体ができるようになって、今は住民が計画をつくるようになったということが指摘されておりました。

実は、ワーキングチームの中で、水田にしる、ため池にしる、権利者、所有者がいるし、校庭にしる、教育委員会であったり、学校であったり、私立の学校であったりするんで、そういうのを勝手にこうせよといっても、あるいはそれを勝手に出したら、問題になるんじゃないかという議論がありました。今真野の話を取り上げましたけれども、計画というのは、他人の土地に勝手に絵をかくんだ。行政も他人の土地に絵をかいているんですね。それをどうやって実現するかということで、やり方がまずいから、すぐに撤回をするということが起きていますけれども、やはり絵をかいていかなければだめじゃないかというふうに私は実感しています。計画づくりと権利者との調整をどうするかというのは、そういう観点でやっていくことが大事ではないかと思っております。

私たちは、超長期の基本方針と20年から30年の計画をつくることを諮問されているわけですから、あえて誤解を恐れずに言えば、流域委員会は、他人の土地に勝手に絵をかいて、整備計画をつくるということが、これからの大事な任務ではないかというふうに私自身は認識をしております。

先ほどどなたかから指摘があったように、例えば西武庫団地の改築が随分と進んでいるようであります。私などは、あれを改築するときには、少なくともあそこでの洪水の水位のところまではピロティーにしてやるべきだろう。我々は西武庫公園を遊水地にしようと

いう案も今議論しているんですけども、その隣の団地が、ピロティーもあるけれども、地べたにはいつくばった建物に改築されているものもある。しかも、これが公的機関の手でやられているということを知っていて、私は非常に悲しい思いをしてきたんですけども、今進行している一つ一つの計画にどうやってアプローチしていくかということが、総合治水の私たちの取り組みではないかと思っています。

先ほどからの 40 分ぐらいのご意見は、一つ一つが、中川委員が繰り返しお話しされているように、これから総合治水のワーキングチームで具体案を詰めていくにあたっての大きな方向になるのではないかという印象を強めました。ただ、具体的にどうしていくかということは全く未知数でありますので、きょうのご意見を踏まえて、ワーキングチームでの議論を精力的に進めたい。私の個人的意見は個人的意見で、全体としてはそれを反映することにはしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか - -。

では、そういうことで、流域対策に関する議題はこれで一たん終了させていただきます。

後半のワーキンググループからの報告に入るんですけども、その前に少し休憩をとりたいと思います。7 時 10 分まで休憩をしたいと思います。

( 休 憩 )

松本委員長 再開します。

4 つ目の議題は、ワーキンググループからの報告でございます。冒頭の運営委員会報告で申し上げましたように、農地・森林のワーキンググループの課題は、総合治水のワーキングチームの中で今進めておまして、まちづくりと環境のワーキンググループには、総合治水の具体的な治水対策と直接バッティングしない、絡まないまちづくり、環境の観点からの川づくりの課題について、独自に調査をして、集約し提言をまとめるという作業をしております。具体的にどのような課題をどのようにまとめていくのか、現時点ではどのような段階にあるのか、これからどのように進めるのかということについて、2 つのワーキンググループからご報告をお願いします。

まず、環境ワーキンググループの村岡主査からお願いいたします。

村岡委員 報告に関連する資料は、資料 4 - 3、資料 4 - 4、資料 4 - 5 の 3 つです。資料 4 - 3 は、横長の表になっております。

環境ワーキンググループでは、武庫川、そして武庫川に流れる水を送っている流域の空間を対象として、問題となる自然環境及び水環境、残したい自然環境、水環境、新たに作っていききたい自然環境、水環境といったものにどんなものがあるかを整理していく。そ

して、最終的に流域委員会で今言ったようなことをまとめ上げ、かつ提言していく。これが我々ワーキンググループの仕事だというふうに解しております。

これまで賛同いただいている委員の方々から、それぞれどんな環境問題があるかということで、自然環境と水環境、特にその2つの環境を水循環という概念を通して整理し見詰めていこうというふうな立場をとっています。

水循環というのは、単に水が右から左に流れるという小規模な循環ではなくて、先ほど言ったように、流域全体としてどういうふうに水が循環しているか、ひいてはそれが海に行き、水蒸気になって、雨になって戻ってくる。そういう水文大循環も念頭に置きながら、流域での大きな循環を見ていこう。その水循環が一つの健全性を保ってこそ、自然環境も水循環も好ましいものになっていくということを考えて、仕事をやるべきだと思っております。

先ほど言いましたように、各委員からそれに関連する課題をいろいろと出していただきました。それをまとめたものが資料4-3の表です。前にバージョン1というのを出していたんですか、今回バージョン2に整理し直して、ここに示しております。

左の検討課題は、大項目として1番の自然環境から、2、3、4、5というふうにまとめております。私自身は、武庫川流域に関する環境の課題は、ここにまとめていただいたもので大体網羅されたのではないかと考えております。もちろん、これから作業をやっていく過程で、問題になるような箇所が出てくるだろうし、新たにつけ加えないといけない小課題も出てくるかも知れませんが、この表で環境問題は大体網羅されているというふうに思っております。

まず、1番の自然環境ですけれども、今後の治水対策の中で、河道整備の施設とか方策、あるいは先ほど問題になっていた流域対策とかがありますので、自然環境に関しましても、1番目に、河道内の自然環境を対象として、どんな問題があり、それをどう解決していくかということ、2番目に、河道外 - - 端的に言うと流域ということになりますけれども - - での自然環境をどうするかということ、3番目に、下流域の河川環境と載せておりますが、甲武橋よりも下流地域ということになると水循環も特殊な形になるわけで、自流という形で川に流れてこない流域がありますので、そういったところとそこに位置する河道で起こっている問題ということで、まとめております。総合治水の中でも、自然環境というのは、環境面で一番大事な課題かと思いますが、この3つに集約して問題を見詰めていこうということです。

2 番目に、水収支・水循環の健全性ということで挙げております。水がどのように存在し、どのように収支がとれているか、いわば水収支について、どんな特性を持っているかということをもとめる必要があります。これが治水とどんな関係があるのかという話も出てこないわけではありませんけれども、まちづくりの方でも考えておられる、住民が水に対してどのような関心を持ち、アプローチをしているかという点と絡んで、日ごろ水がどのような収支がとられているのかという点に着目したいということです。

本来、水収支のとり方は、流域全体といっても、上流と下流、あるいは中流、みんな違いますので、そういった地域性を考慮した水循環、水収支をとらないといけないと思っております。ただ、具体的にそういう形で水収支をとるデータがまとめられているかどうかはかなり問題があるということで、現在進めておりますのは、関係 7 市の水収支を対象にしております。

2 つ目として、下水道氾濫の実態ということも挙げております。これは先ほどの校庭貯留とか公園貯留とかにも関連しますが、自流で河川に流れ切らないような地域は内水地域と言っております。それに対して外水地域というのがあるんですけども、内水地域はえてして下流の底平都市域ということになります。先ほどの県の資料にもありましたように、そこで現実に内水氾濫が起こるということで、内水氾濫が起これば、被害特性を洗い出すということも重要ですけども、水の面からいくと、それは一体なぜ起こるのか、起こってしまった内水が一体どこへ行くのかということになります。

そういう都市域では、下水道がその氾濫水を引き受けてくれるということになるわけで、裏を返すと、下水道が完備されていると内水問題というのは起こらないと言っていいかもわかりませんが、何しろ確率の問題もあり、内水を下水道で 100% 引き受けるような機能を持たせることは至難のわざです。

そうすると、下水道という機能と内水氾濫との関係を読んでおかなければいけない。下水道そのものも、私に言わせれば、不可思議な機能を持っておりまして、汚水と雨水の 2 つを下水と言うわけなんですけど、汚水の方は、晴天時は問題なく処理してくれますけれども、雨天時は、雨水が入ってくるので、全面的に下水道が引き受けてくれるとは限らない。下水道の処理場によっては、それぞれの機能が独特のものを持ってくるということもありますので、下水道の機能と内水氾濫というものをあわせて、底平地の治水対策というものを考えないといけないというふうに考えております。

もう 1 つ重要なのは、低水管理と書いてありますが、これは湯水の問題になります。現

実に河道で流れている河川の流量というのは大小いろいろあって、大きい方は治水対策に、小さい方は低水管理にということになります。特に、そこに生息する生物の保全という意味では、低水の特徴が関連を持ってきますから、低水管理も高水と同じように重要な面があります。例えば、瀬切れをしてしまうとか、断流が起こってしまうとか、そういったことが今後河道の工作物のあり方によってはひどくなる可能性もあるわけで、そういうことが起こらないような研究をしておかないといけないということで挙げております。

3番目に、水質とモニタリングというのを挙げております。水質は、ご承知のように河川に限らず流域の水に関する重要な環境要素です。現在、公共用水域と言われるところでは、法律によってある程度ルーチン化された観測によって監視ができますが、そのことによって流域全体が本当に安全な水質を保っているかということとは別だし、有害物質でなくても、生物の環境に対して果たしていい水環境を与えているかという点については、問題があると思います。そういう意味で、日ごろ河川の健全性が保たれるような水質状況をつくり上げるにはどのような水質問題を論じたらいいか、かつ今後そういった水質をどのように監視していくシステムをつくれればいいのか、そういうことになると、現在の公共用水域の水質管理だけでは不十分な点があるかもわからないということで挙げております。

4番目に、これはちょっと特殊ですが、河川整備計画に関連する環境課題です。先ほど来議論になっておりますような河道整備計画に絡んで検討が始まりますと、ダム建設を想定するケースも出てくるだろうし、河道改修とはこれこれこういうふうな形で行っていくべきだという具体的な案が出てくるはずですから、それと連動しながら、自然環境及び水質、水環境といった面を探っていく課題が残っていると思います。

最後の5番目、全般的なものというのは、それこそ全般的に問題になるような環境問題ということでご理解いただきたいと思います。

なお、このように整理はしたものの、実際に作業をしていく上で、2つの課題があると思っています。

1つ目の課題は、これら作業をする上で必要とする資料です。必ずしも担当者が解析、分析、考察するのに十分なデータを持っているわけではありませんので、そういった課題を解決していく上で必要な資料の一覧を資料4-4にまとめております。

さっきの課題一覧と連動させるために、必要な資料番号をさきのバージョン2の資料の中に記号で書き込んでおりますけれども、資料4-4、必要資料一覧の方は、まとめ方をちょっと変えておまして、Aとしまして、気象水文、河川水理、河川調査等々での必要

な資料、Bは流域関係、Cは河道内関係、Dは下流域河川、Eは上水道関係、Fは工業用水関係、Gは農業用水関係、Hが下水道と内水氾濫、Iが水質関係、Jが河川整備基本方針 - - この点はまだ未知でありますけれども、Kが全般的なものというふうに挙げています。

実は、この前のワーキング委員会の後、事務局にこれをお渡しして、これだけの資料をそろえていただけるかどうか検討をお願いしている段階です。もっとも、ここにある資料が県のサイドで全部きれいに集まるというふうには思っておりませんし、関係自治体の方でお世話にならないといけない資料もあると思いますけれども、こういった資料があつてこそ検討もスムーズにいくと思われまますので、それを含めて、こういった資料の入手が可能かどうか、現在事務局をお願いしている段階だということです。

2つ目の重要事項は、初めに挙げた課題一覧を全部クリアするという事は理想ではありますけれども、期間内にできるかどうかわからないということを考えないといけない。つまり、急ぐ問題と少々後回しでゆっくり考察する課題とがあるだろう。急ぐ急がないというのは、主観的な言い方で、ちょっとあいまいなんですけれども、急ぐというのは、河川整備計画等とあわせて、今年度内、来年3月ぐらいまでには、環境サイドとしてまとめる必要があるものというふうにご理解いただいて、急がないものというのは、ちょっと言い方は悪いですが、それ以外のものということで、同時に作業を進行させるというふうに考えております。

では、急ぐというのはどういうふうな課題か、あるいはどういう考え方によって急ぐと言っているのかということ、資料4-5に、現段階では私のメモということで書かせていただいてありますけれども、重要検討項目ということで挙げております。

まず、重要だと考えられるのは、何といたっても自然環境に関してです。これは、河道整備あるいは流域対策とあわせて、直ちに自然環境の保全にかかわってくる問題です。したがって、環境ワーキンググループとしては、河道内、及び河道外としては、森林とかため池とか水田といった環境空間について、そこではこういう問題があるから、こういうことを治水計画では配慮していただかなければいけないというふうな注文をつけるといいですか、早い段階で問題を提起していくことが必要であるということです。

2番目としては、水収支、水循環の中で、低水管理に関する課題、それと、さっき下水との絡みで言ったように、内水問題についても、水循環の健全性という立場から論じておいて、内水面での治水対策に絡ませていくというふうなことを考えておきまして、その中

で、急ぐものはやらなければいけないということです。

3 番の水質とモニタリングについては、今すぐというわけにはいかないかも知れないけれども、より安心できる流域と生活環境を確保するという意味から、流域全体の環境監視のあり方を考えないといけない。

あえて言いますと、1 と 2 が急ぐのではないか。その中でも、今私が説明したようなことが急ぐのではないかということで、これから検討されていく治水対策、河道整備計画、流域対策の具体的なあり方といったものの作業と並行してやっていきたいと思います。

現在のところ、そんなに具体的な成果が上がっているわけではありませんので、いろいろご批判をいただきながら、具体的な成果を出す方法をまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

松本委員長 以上のような手順と内容で、作業を進めていただく。時間的な見通しについても、その辺を峻別するというのが現状であります。時間の関係で、後で一括してご質問等を受けたいと思います。

引き続き、まちづくりのワーキンググループからのご報告をお願いします。

田村委員 お手元に配った資料のほかに、きょう持ち込んだ資料がございまして、プリントアウトできていませんので、画面で少し説明したいと思います。

まちづくりワーキングの方は、過去にも何回か中間報告をさせてもらっていますけれども、とにかく武庫川を知るために、武庫川カルテをつくろうということで、カルテづくりに精を出してきました。我々が考えていますのは、川づくりということと、周りのまちと一体となったまちづくり、これは何も流域全体の都市計画をやらうとか都市デザインをしようということではなくて、武庫川を中心に一つのまちづくり、川づくりというのをどう進めるか、どう提言するかということを中心テーマにやってきました。

その中で、武庫川カルテということで、武庫川の上流から下流を 36 のブロックに分けて、各ブロックの武庫川、あるいは周辺のまちの状況を、実際に現地を手分けして歩きまわして、写真を撮って、今の武庫川の状態を調査してきたわけです。

これはそのうちの 1 つで、甲子園口地区というところなんですけど、左の方に、武庫川の状況、周辺の土地利用、あるいは周辺の歴史、文化、資源、景観といったことを調査して、右の方に、写真をつけて、多少コメントをしています。こういうのを最終的には 36 ブロック全部つくっていかうということです。

例えば、甲子園口の地区ですと、図面化したのがこういう絵なんですけれども、これはまだ途中なんです、ここがJRの甲子園口の駅で、ここは武庫川女子大学、旧甲子園ホテルで、武庫川があって、武庫川の両岸は高水敷があると。これは樹林等はいっていませんけれども、そういうものも今できています。武庫川の今の主な状況はどうなのかということ、こういうのでデータベース化しようということです。

当然、周辺のいろいろな歴史、文化、施設、資源、公共公益施設、あるいは武庫川から取水して、ここは新堀川というのが流れていますけれども、そういった情報を整理して、こういうものをもとに、いろいろな課題を整理し、武庫川の将来を考えていこうということです。

その1つが、2番目にあります武庫川「川の駅」構想の提案です。都市の側のいろんな歴史、資源、あるいはネットワーク、自然環境も都市環境もありますけれども、そういうものと武庫川の有用な地域資源、あるいは武庫川のいろんな歴史的なもの、言い伝えとか皆さん方の思い、あるいは場所、そういったものをうまく格子状につないで、その格子状のところに川の駅というようなものを構想していったらどうかということです。

基本的には、川の駅が情報交換の場所であったり、市民の交流の場所であったり、そこで川の防災について勉強したり、環境学習をしたり、あるいは市民がいろんなものを持ち寄って、そこで写真を展示するとか、スケッチを展示するとか、そういう総合的な出先というものにできないかということです。

そういったものが川の上流から下流まで適切な場所に配置されることによりまして、武庫川をより知る、あるいはよりよくする、あるいは防災のときにいろんな意味で役に立つということにしていけば、武庫川もよくなるんですけれども、まちの方とのつき合いもスムーズに行く。そういうようなことを考えています。

これがイメージです。まだ一部ですけれども、例えば、武庫川の下流のこういうところに川の駅というのを構想したらどうか。グリーンの丸のポイントです。先ほどちょっと言っていました甲子園口のあたりですと、武庫川女子大のあたりに川の駅甲子園口、あるいは上流に上りまして、宝塚の駅前地区、こういうことで、篠山の上流地域まで配置できないかと。

これは新たに物をつくるというだけではなくて、既存の施設をうまく転用していくというようにも考えられます。あるいは、高水敷で、今有効に活用されていないところを拠点として少し整備するというようなこともあるかもしれません。そういったことを今後

ワーキングの中で詰めていこうと思っているわけです。

もう一度言いますと、上流、中流、下流の住民と行政の相互連携と協働によって、より魅力的な空間、より快適で安全な空間を形成していく。それから、周辺の市街地とかまちと連携し、武庫川の地域資源とまちの地域資源を有機的にネットワークして、より快適なエリアをつくっていく。あるいは、武庫川の総合治水をより一層効果的にするための防災拠点、災害救助拠点、特に三田市とか宝塚市では、武庫川というのは中心市街地を流れていますので、重要な地域資源、あるいはまちづくりの拠点でもあります。そういう目でとらえて、より有効な提案をしていこうと考えております。

さきに具体的な絵を少しお見せしましたけれども、お手元の資料にありますように、「川の駅」構想概念ということで、例えば、上流部では田園の「川の駅」、市街地周辺ではまちの「川の駅」、真ん中の渓谷のエリアでは山と自然の「川の駅」、そんなことでできないかというのが一つの提案です。

もう一つは、武庫川の景観整備をどう考えるかということが重要な要素になってくると思います。流域の各市で、景観条例をつくられたり、景観基本計画を策定されたりというのはあります。すべての市が策定されているわけではないですけれども、最近結構つくられています。そういう中で、武庫川を一本の川として見たときの武庫川の景観のあり方、川の側から景観を考える、あるいはまちの方から武庫川の景観を考える、あるいは武庫川とまちとその背景の、例えば宝塚ですと長尾山、六甲山、甲山、そういったものを一体の景観としてとらえて考えていく。その中で、武庫川をどう位置づけたらいいかというようなことを押さえていく必要があるだろうということで、まちづくりワーキングの方では、景観についても今後検討していきたいと思っています。

前回の流域委員会で、総合治水を主に各市にヒアリングをさせてもらいましたけれども、まちづくりワーキングとしては、流域の将来の土地利用動向とか市街地の土地利用転換、あるいは川の近くのまちづくり、あるいは景観づくり - - 先ほど申しましたようなことも含めて、もう一度ヒアリングなり質疑をしていきたいと思っています。流域各市だけでなく、関連する各県民局さんの方にもヒアリング、質疑をしていきたい。それを今申しましたような計画づくりに生かしていきたいと思っています。

あと、これはまだ手をつけていないんですが、総合治水の一環として、先ほど岡田委員、あるいは委員長の方からもございましたけれども、超過洪水対策ということで、まちの側で早急に対応策を検討していかないといけないということで、この辺もまちづくりの方と

して鋭意作業をしていきたいと思っています。

もう1つは、上流、中流、下流の連携策の提案ということで、これはまちづくりワーキングだけではないんですけれども、まちづくりとしても、何らかの検討をしていきたいと思っております。

まだまだ作業途中で、これから詰めていかないといけないんですけれども、きょうのところは、そういうことで中間報告とさせていただきたいと思います。

松本委員長 今、2つのワーキンググループから進め方等についての報告がありました。これについてご質問、ご意見があれば、お願いします。

佐々木委員 まちづくりのワーキングの一員として補足をさせていただきたいと思いません。

「川の駅」構想概念図で、まちの「川の駅」ということで、防災拠点というのがございます。先ほど具体的な位置の候補みたいな形で出てまいりましたけれども、河川防災ステーションということになりますと、このゾーン内に配置するかどうかについては、詳細に調査をしないといけない。例えば、防災ステーションでしたら、土砂の備蓄の問題とか、どこから土砂を持ってくるのかとか、車両の交換とか、いろんな機器の問題、管理道路、高規格堤防等の関係もございまして、ヘリポートなんかも必要となってくるわけで、そういう場合は、周辺の規制等がかかってきたり、いろんな問題がございます。

また、流域の各市で制定されている防災計画の中で、それぞれ拠点があると思いますので、このゾーンに考えられかどうかは、そのあたりのバランス、幹線道路等を踏まえた上で考えないといけないので、質疑事項の方にも出ておりましたけれども、これに限っては、細かいことについては、ワーキングの方で別途多角的な視点から考えるということで、補足させていただきたいと思います。

1つ、環境ワーキングの方で、この間の環境ワーキングに出席させていただいてお願いしたところが出ていなかったんですが、自然環境の河道内のところで、武庫川の場合、土砂の関連が特に重要になってきます。堆積とか、箇所がどういうふうに変ったとか、いろいろございますけれども、潮どめ堰までは資料等もあり、お話もお聞きしておりますが、河口部については余り触れられていません。これは必要なことですので、河口部の土砂関連、どういうふうな状況にあるかということも盛り込んでいただきたい。もう1枚のシート、必要資料一覧の台風23号の土砂流出のところにも、やはり河口部の状況が入っていないので、このあたりも含めていただきたいということです。

畑委員 村岡委員からご説明がありましたけれども、膨大な資料をもとにして議論されようということではありますが、下水道にしましても、かなり精細なモデルができてきておりますし、水質の問題にしましても、水質のモデルというのはなかなか難しいかとは思いますが、せっかくのこういうデータをベースにして、将来予測を含めて、総合的に判断する上では、モデル化、インプットに対してどういう反応が河川で起こってくるのか、ある程度の予測をしなければ、対策というのもスムーズにいかないのではないかと。そういうことで、モデル化をする上で、どのような点が必要なのか、そのモデルをどのように生かしていけばいいのかというようなご提案をいただけないかという気がいたしました。

田村委員の方からは、川の駅のご提案もありましたが、将来的にそういうものが実現するならば、そういうところで、取水も含め、地上システム等を生かされるかと思っておりますけれども、ディスプレイ - - モデルを一般の方にもある程度公開して、その川の状態を実感できるような博物館的な要素もこれから考えていくのが大事かと思っています。その点、お考えを聞かせていただければと思います。

村岡委員 佐々木委員からいただきました河口部の問題ですけれども、私自身は、河口部の環境問題もそれなりにたくさんあって重要だと思っております。土砂の問題は、河口まで及ぶケースもあるかと思っておりますけれども、それはちょっと別にしまして、現実に河口部で何か環境破壊が起こるということと、総合治水という面から考えると、やはり台風等による高潮の問題ということになると思います。先ほど県の資料でも、ジェーン台風による被害がありましたけれども、あのころの堤防の状態と現在の海岸堤防とは大分違いますし、海からの災害による氾濫というものをここでとらえると、それこそ武庫川委員会の問題の中身が発散するように思いますので、現時点で私はそこまでとらえないという方針で環境問題を考えております。

土砂の問題につきましては、ご存じのとおり水だけの連続性ではなくて、土砂の流出の連続性というものも環境問題では大きな問題だし、特に濁水時期になると干上がるということと、河川の縦断勾配、縦断形状といったものについてのデータが必要になってきますから、そういう面では必要です。

最近、上流にダムができたり、あるいは河道掘削したりということで、土砂を河口から海に供給しないという問題もありますが、武庫川で、そういう問題があるのかなのか、考えないといけないのかどうかということも含めて、検討課題にはなると思います。ただ、河口域につきましては、まずは、潮どめ堰の環境価値、あるいは治水機能といった問題で、

事例的に取り上げる方が、作業が具体的でわかりやすいのではないかと思います。

それから、畑委員からいただきましたモデル化の問題、あるいはモデルを充実させることによって、課題が広範にとらえられ、かつ問題解決に有用ではないかということですが、この点については、私は、現在どういうモデルがあって、それぞれの環境課題にどういう貢献をするかということは正確にまとめ切れれておりません。重要であることは認識しておりますけれども、内水氾濫などにつきましては、単に内水域をシミュレーションするにしても、モデルがかなり高度化しているということは聞き及んでいます。

そういった点で、内水氾濫にかかわるモデル解析とあわせて、将来内水問題の対策にどう貢献するかということは考えていけないと思いますけれども、予想しますのに、現在の武庫川の下流域で、そういったモデルが既に完成された状態にあるということではありませんので、これからやるのは大変な金がかかる問題だということですので。そういうことでは、実態を解析することが先決で、少なくとも期限内の作業は、そこまでにとどまるのではないかと考えております。

また、河道に関する水質のシミュレーション、あるいは流域管理という意味での流域管理シミュレーションといったものもないわけではないと思いますが、どういう課題があるのか、流域管理という面で、現実にどんなモデルが有用であるかというところの整理を少しさせていただいて、また検討させていただきたいと思っております。

お答えになりましたかどうかわかりませんが、以上です。

土谷委員 まちづくりワーキングの「川の駅」構想について要望なんですけれども、私は、武田尾溪谷というのは、人工物がなくて、手つかずの自然があるのが魅力で、たくさんの方がハイキングに来ていると思います。確かに、JRの鉄道の跡はありますけれども、あれは人工物ですけれども、景観にマッチしているから、まあいいと私は思っています、それ以上あそこに人工物をつくってほしくないと思いますので、どうしてもつくるのだったら、武田尾溪谷の外、出たところにつくるとか、中にはつくらないようお願いしたいと思います。

松本委員長 ワーキンググループの報告は、先ほどから何回も出ていますように、これからそういう課題について具体的に検討していく。ワーキンググループの会議を重ねながら、資料収集しながら検討を重ねていく段階でございます。さらには、当面きちんとした提言としてまとめるものと先送りせざるを得ないものという峻別作業も進んでいきますので、内容について、きょうここで議論する時間はございませんから、本日の段階は、一応

こういう形でいくということをご報告させてもらって、ご了承を得られれば、先へ進みたいんですが、何か補足がございますか。

田村委員 事務局にお願いなんですけれども、先ほど言いました武庫川沿いの景観について考えますときに、今景観法ができていまして、河川も、景観重要公共施設という位置づけにしようと思えば、できるわけです。また、そういうような位置づけにすることによって、沿川の町並みとうまくリンクして、お互いに良好な景観づくりに励むことが可能になります。

そういったことで、策定されていないところはしようがないですけれども、各市の景観基本計画、あるいはそれに類似したような計画書をできるだけ早く提供いただけないかと思っています。

中川委員 まちづくりワーキングからのご報告について、私、このワーキングの方には入っておりませんので、実際のところ、どのあたりまで深く検討されているのかが読めない状況なんですけれども、先ほどの佐々木さんからの補足では、今後もう少し多角的に検討していくというようなお話もあったので、今後詰めていくのに、こういう視点をとということで、3点ご提案したいと思います。

1点目は、「川の駅」構想そのものが、ハードウェア的なものなのか、あるいは現在あるものの再構築的なものなのかというのがまだよく理解できていないんですが、流域の中にはかなりの資産が既にありますので、再構築するような視点で考えていただくと、よりいいのではないかと。再構築の方が、有効活用できるんじゃないかと思っていますので、その検討を1つお願いできたらと思います。

2点目は、資料4-1の のところで、三田、宝塚市等というふうには書かれていますが、これを具体的に検討していくと、非常に近いところでの土地利用規制とのせめぎ合いになってくるように思います。当然、それはワーキングの中で議論されていくと思いますが、治水というところから見ると、一定の土地利用規制というのが議論の俎上にのってくると思いますので、そのあたりの視点を含めていただけたらと思います。

3点目は、環境ワーキングの方で、私自身が提案しようと思って、きょうの村岡委員からご説明いただいた資料4-3の一番最後のところに、情報の共有ということで、担当者私の名前で入れさせていただいておりますが、河川の自然環境の市民モニタリングと流域の文化・自然情報の市民共有の仕組みの提案ということで、武庫川流域をエコミュージアムとしてとらえて、情報共有していけるような仕掛けと仕組みというものを提案したいと

思っています、それと少し似ているのかなと思いますながら、先ほど聞かせていただきました。

エコミュージアムの説明をここでする時間はとてもないと思いますけれども、博物館のように収集してというものではなくて、現地で、それぞれのものをそれぞれのまにミュージアム的に使っていく。非常にダイジェストして言うと、そういうものなんですけれども、人と自然、つまり水とか川とのつながりやかかわりというものがこの資料の中にもかなり出てきますので、そういう視点になってくるのかなと思います。きょう説明いただいた資料の中には、非常に実利的な防災拠点や災害の救助拠点の整備というものも含まれていますので、そのあたりを少し仕分けして検討していただく方がいいのではないかと思います。

以上の 3 点を今後のワーキングの中で酌み取っていただけたらありがたいと思います。

田村委員 今の中川さんのご意見に対して簡単にお答えしたいんですが、今イメージしています川の駅というのは、オープンスペースであったり、既存の施設の流用だったり、基本的に環境に負荷を与えないようなことをベースにするべきだと思います。全体を通じて、エコミュージアムという発想にもつながると思いますし、基本的にそういう方向になればいい、あるいはエコミュージアムの幾つかの拠点を適宜配置するというようなことでイメージできるかと思います。

それから、三田市、宝塚の中心市街地との絡みですけれども、建築規制によって、治水上規制誘導するということがありますし、景観上規制誘導するということがあります。ただ、こんな大変なことを数カ月でできるわけがありませんので、どこまでを詰めて、以降は今後に任ずというようなことも、どこかで見切りをつけないといけないと思っています。

松本委員長 具体的な話は、ワーキンググループの中で、各委員からのご提案を受けながら、さらに進めていっていただきたいと思います。

2 つのワーキンググループからの報告は、これで終わらせていただきます。

その他の議題ですが、1 つは、冒頭に申し上げましたように、前回の委員会で、茂木立委員から武庫川の基本方針と整備計画の関係についての法律的な観点からの検討という意見書が出ております。前々回の流域委員会で、県の方から説明してもらった基本方針と整備計画の 2 つの関係について、法律的な観点からのご検討です。ただし、この中身は、これから具体的に基本方針案、あるいは整備計画案というものを審議していく中で、どれを

どう位置づけるか、あるいは具体的に基本方針を絞り込んでいくときに、どう位置づけるのかというところで関係してきますので、きょうは、法律的な検討の問題提起をいただき、若干の質疑にとどめたいと思いますので、よろしくをお願いします。

茂木立委員 第 26 回の流域委員会で県の方から出された、河川整備基本方針と河川整備計画についての再整理という資料 3 に、それぞれの関係について説明する文章がございまして、県の方から説明があったんですが、その説明が法律に基づいているのか、少なくとも施行令など政令に基づいているのかという観点から今まで考えたことがございませんでしたし、途中の説明で、少し不明確な部分があったものですから、やはり法律的な観点から検討が必要と思って、意見書を出させていただきました。

具体的に言うと、県の出された河川整備基本方針と河川整備計画との関係というのは、河川整備基本方針は河川の重要度等により定めた計画規模（武庫川 1 / 100）に対する整備の長期的な目標である。一方、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って今後 20～30 年間で実施する具体的な計画であるという定義づけをした上で、その関係について、対象流量と期間に関しての図示をされて、説明をされていたと思います。

そのときの質疑で、河川整備計画が河川整備基本方針に沿って今後 20～30 年で実施する具体的な計画だという、20 年から 30 年というのがどこに書いてあるのかという質問がどなたかからありまして、それには、河川砂防技術基準に記載されているという答えが出ていたと思うんです。そこで私はちょっとひっかかったんです。というのは、河川砂防技術基準というのは、法律でも政令でもないですから、そこに書いてある技術基準に基づいているから正しいということにはならないだろう。ということは、法律には具体的にどのような規定の仕方をしているのか、その観点から再度整理するべきだと思って、今回の意見書を出しております。

定義とか関係とかについて書いておりますが、これはできるだけ法文、条文に忠実に定義をそのまま出しているものです。

河川法上、河川整備基本方針を定義しますと、「河川管理者が、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めたもの」を河川整備基本方針といいます。

河川整備計画は、「河川管理者が、河川整備基本方針に沿って、政令の定めるところにより、計画的に河川の整備を実施すべき区間について定める当該河川の整備に関する計画」をいいます。

これが河川法の定義です。

では、具体的に何を定めるのかということになると、それは政令でして、意見書の 2 ページ目になりますが、河川整備基本方針に関しましては、河川法施行令 10 条の 2 に、「河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 該当水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
- イ 基本高水ならびにその河道及び洪水調整ダムの配分に関する事項
- ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
- ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
- ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項」と記載されています。

河川整備計画については、河川法施行令 10 条の 3 で、「河川管理者には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
- イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所ならびに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」という記載になっています。

法律をそのまま書いてあるので、わかりにくくて申しわけないんですが、今のが法律に書いてあるすべてです。法律ないしは法律に基づく政令に記載してあるのが以上です。

今読んだところでわかっただけかと思いますが、そこには、計画規模がどの程度、例えば 1 / 100 とか、整備計画が 20 年から 30 年という記載は一切ありません。

それでは、なぜ 20 年から 30 年になったのかと言えば、先ほど説明したように、河川砂防技術基準の記載にのっとって、整備計画を 20 年から 30 年という形で県の方は説明されていたということになります。ただ、県の方は、基本方針レベルと整備計画レベルという形で分けまして、基本高水のピーク流量とかの対象流量については、基本方針レベルより低いところに整備計画レベルがあって、期間についても、基本方針は達成すべき長期的な目標として、整備計画はそれより短い、おおむね二、三十年の目標という形に設定されています。しかし、これまでの記載からわかるように、基本方針では、河川の整備の基本となるべき事項として、基本高水などを定めるという形では書いていますが、河川整備計画

においては、そのレベルが下がるとか、より短期的に達成すべき事項であるとかという形では書いていません。

具体的にどう考えるべきかということ、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って、則して、計画していかなければいけないということしか書いていません。

大きく言えば、以上の点が、法律的に、基本方針と整備計画の関係で書いてあるものです。結局、河川整備基本方針で達成すべき目標を定めるということ自体は間違いではないんですが、基本方針で定めた基本的な部分を達成するために、何年かかって達成していくかということについては、どこにも記載していませんし、県の方からも、その点に対する意見というものは出ていなかったと思います。

具体的に言えば、基本方針で定めるレベルというのは、1 / 100 の計画規模ということでもいいんですけども、1 / 100 だからといって、100 年かけて達成すべき事項というのは違うはずで、100 年規模の洪水が出て、対応できるような体制をどのように計画していくかという観点からとらえるべきでしょうから、その意味で、勝手に 20 年、30 年というふうにとらえて、基本方針は、それより長期的な計画ととらえるのは、矛盾というか、設定自体がおかしいのではないかと。それが私の法律的な観点からの結論です。

結果的に、難しくなっているのかなっていないのか、説明が上手じゃないので申しわけないんですけども、結局、基本方針の最終的な目標となっている部分においては、その目標は、本当は来年でも再来年でも達成できれば一番いいはずですが、ただ、それができないという議論はまた別にあると。

そういう意味で、基本方針をどのような計画で計画立てていくかというのが整備計画です。となると、基本方針を何年かけて達成していくのかというのをやはり設定しなければいけなくて、その中で、まず 10 年の中で達成していけるもの、20 年で達成していけるもの、30 年で達成していけるものという形の議論をしていかなければ、本当はいけないのではないかという気がします。

だから、基本方針達成まで、20 年から 30 年で少なくともここまで達成すべきだという目標はあり得るんですが、それが河川整備計画ということにはならないんじゃないかと思います。河川整備計画が 20 年から 30 年だという規定があればいいんですけども、河川整備計画を 20 年から 30 年にすべきだという根拠がどこにも書いていないので、20 年から 30 年を河川整備計画とするべきだという形式的、実質的な根拠を、もしそれが正しいのであれば、県は示した上で、これが河川整備計画だという形での定義をしてもらわない

と、法律にのっとった運用にはなっていないのではないかとというのが私の考えです。

きょうは、問題提起として提起させていただきますので、以上です。

松本委員長 先ほど申し上げましたように、この議論をしていくと、1時間以上かかって議論があると思いますが、今の茂木立委員からの問題の提起に対して、県はどのように考えるかというのは、いずれ改めて明らかにしていただかなければいけないだろうし、具体的に整備計画を策定するたたき台が出てきて、議論する段階で、あるいは基本方針を目標を設定し、対策を決める段階で、先ほど中川委員から超長期の計画というふうな表現がありましたけれども、そういうふうな段階で、今の提起されている問題はひっかかってくる話だろうという気がしますので、今後の課題かと思います。

ただ、今の茂木立委員の説明、意見に対して、異なる意見というよりも、ご質問があれば、お出しただければと思います。

奥西委員 最後の方で言われました河川整備計画は基本方針に沿って決めるという河川法の条文について、もう一步踏み込んだところを教えてくださいたいんですが、私、総合治水ワーキングで、県の方に質問書を出している中の一部なんですが、第26回だったと思いますが - - の流域委員会で、私の質問に対して、2つのことを答えられたんです。1つは、今まさにおっしゃった基本方針に沿って河川整備計画をつくると。もう1つは、基本方針と河川整備計画は別に決めるものであると。その2つがどういうぐあいにイメージ的に合うのかというのがもうひとつわからないわけです。もちろん、法律問題はイメージがつかめたらそれでいいというものではないと思うんですが、少なくともイメージがわからないということは、全然理解できていないということになるので、その辺を教えてくださいたいんです。

1つ事例を挙げますと、谷田委員から配られた今本京大名誉教授の「世界」に書かれた論文がありますが、そこに、新しい河川法で、基本方針を棚上げできるようになったと。これが一つの進歩であるというぐあいに書かれています。県の方の出されている整備計画の考え方が、基本方針を棚上げにするという今本先生と同じ考え方に立っているのかどうかわからないのですが、また棚上げにするということの具体的な意味も私はよくわからないのですが、棚上げにするということになると、極論をすれば、基本方針は、決めても決めなくても同じことになるんじゃないか。そういう心配というか、疑問があるので、その辺についてお教えいただければうれしいんですが。

茂木立委員 法律の規定では、基本方針に沿ってという言い方と基本方針に則してとい

う言い方と両方されていて、それが整備計画になるんですが、じゃあ、到達段階が、整備計画が基本方針とどのような関係かという形の書き方をしていませんから、結局、基本方針に沿っているんだとか、則しているんだというのは、一つの評価です。ですから、これは則しているとだれかが評価をしてしまえば、客観的に正しいか正しくないかという判断とは別に、考えとしてあり得ると思うので、そういう意味で、棚上げというか、考えがあってもなくても一緒だというような言い方をする人がいるのではないかという気はします。

ただ、項目自体、沿って、則してと書いていますが、基本高水なりそういう部分は整備基本方針で出ていて、河川の工事の施工部分とか場所とかに関しては具体的な話になっていくので、その関係が具体的にどうなのかということについては不明確な部分が多分あって、難しくて答えにくいので、そういうような気がしますとしか言いようがないんですけれども。

松本委員長 申しわけないですけれども、時間の制約がありまして、きょうは、ここは 9 時に完全撤収して明け渡さなければいけないということになっていきますので、あと、そんなに時間がありません。それで、今の論点があるんだということをきちんと残して、後日の議論に引き継ぎたいと思います。

佐々木委員 先ほどの茂木立委員のものは、法律の文章そのまま、ちょっと読み取りにくいと思いますので、きょうのニュースレター 10 号の 21 ページに、私が随分前に出させていただいたものなんですけれども、河川整備基本方針と整備計画 - - 線で囲われたところですが、これが先ほどの文章から抜粋して書いたものでございます。それから 22 ページに至るまでは、その中身をわかりやすくするために埋めておりますので、これを見ていただいたら、もう少し文章が理解できるのかなと思いましたが、もう 1 つは、これもたまたまきょうなんですけれども、特別号の 11 号の 42 ページに、全体フローというのが出てございます。河川整備基本方針・整備計画策定ということで、これは国交省の方の考え方を含んで書いているものです。先ほどのお話ですと、法的な文章をそのまま素直に読み取って理解したご意見だったかと思えますけれども、国交省の読み込み方という考え方も、次回議論する上で、もう 1 点、視点として皆さん参考までに考えておいていただきたいと思えます。

松本委員長 ほかにございませんか - - 。

いろいろとあると思うんですが、今出された論点、茂木立委員から出された問題点、この辺に関して、県の方も、次回以降にきちんとした考え方が出せるように、あるいは今佐々

木委員から出された国交省、国の方の考え方、読み方ということについても、きちんと説明できるようにご用意をいただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、基本方針と整備計画を具体的に詰めていくときに、この辺をクリアしておかなければ、いろいろな問題が出てくるだろうということをきょうは確認をして、この件はここで終わらせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか - -。

では、本日の議題は、盛りだくさんでしたが、これで終わらせていただきます。今申し上げましたように、時間的にはかなり切迫しております。

資料 5 では、住民の方からの意見書が 3 通添付されております。これに関しては、既に前回の傍聴者のご意見のときにもお話ししましたように、ご指摘いただいていることに関しては、今後の議論の中で、各委員が念頭に置いて反映することになりますが、1 点だけ申し上げておきたいのは、当委員会は、再三申し上げているように、河川管理者から完全に丸投げされて委員会が提言をまとめて、それを権限を持っている河川管理者がどう扱おうと勝手だという出し方はしないという方針で来ています。したがって、河川管理者がどう考えているかということは、十二分にこの委員会で明らかにしてもらわなければ困る。これは再三申し上げてきたとおりであります。そこで突き合わせていって、我々の提言、あるいは委員会の意見がきちんと執行されるようなことにしていかなければいけない。それは決して河川管理者の考え方を受け入れるということではなくて、ここで議論をして、そこを評価していくということだと思えます。そのプロセス、過程においては、いろんな見方、ご意見があるうかと思いますが、そのあたりは十分ご理解をいただきたい。

したがって、ここでの議論は、河川管理者を除いた議論ではなくて、当然含めた議論になるということが 1 つ。

もう 1 つは、県は複数の立場でいらっしゃいます。委員会の事務局として、委員会の指示に基づいて資料とか計算とかをすることと、河川管理者としての立場、要するに同じ人間が両方を抱えています。これを使い分けていっていただかなければいけないところを、どうクリアしていくかというのは非常に難しい問題であります。そのところを峻別しながら、当委員会は運営をしているつもりであります。それに対していろんなご意見をいただくことは、私たちは参考にして、常に検証をしていきたいと思っております。そのことだけを申し添えておきます。

本日の予定された議事はこれで終わりました。

開催の日程を追加したいと思います。次回は 11 月 24 日になっております。きょう、新たに 1 つ、32 回の日程を追加したいと思います。事務局から日程の提案をお願いします。

黒田 次回、29 回につきましては、11 月 24 日、木曜日、17 時 30 分から、尼崎市立勤労・婦人センターで開催します。

今委員長が言われました追加の 32 回の流域委員会の開催についてですが、事前に各委員さんにご都合を確認した結果、1 月 18 日、水曜日、17 時 30 分からということでございましたので、この日を事務局から提案させていただきたいと思います。確認をお願いいたします。

松本委員長 1 月 18 日、水曜日、5 時 30 分ということで、よろしゅうございますか -  
-。

では、そのような日程で進めたいと思います。

最後になりましたが、傍聴者の皆さん方から、ご意見があればいただきたいと思います。できるだけ手短にお願いたします。

山下 神戸市在住の山下と申します。昨年 10 月の台風 23 号の武庫川流域の被災地区に対する行政の災害対策等につきましてお聞きしたいということでございます。

私が居住しておりますのは、神戸市北区道場町生野地区で、ちょうど武庫川と千苅ダムの羽束川の合流区域でございます。昨年の 23 号台風では、武庫川及び羽束川の溢水によりまして、住宅の床上浸水、護岸堤防の損壊を初めとして、神戸市水道局の千苅浄水場が浸水するなど、近年にない甚大な被害を受けたところでございます。

こうした台風 23 号による武庫川流域の被害に対する対応につきましては、平成 16 年 11 月 12 日開催の当流域委員会におきまして、台風 23 号による武庫川流域の被害に対する流域委員会の見解と対処の方針が出されております。

4 つの方針にまとめておられまして、その 1 つとしまして、武田尾、リバーサイド住宅等被害を受けられた区域についての対策につきましては、河川管理者である県が直接的な原因の究明を図るとともに、速やかに緊急対策を立てて被災地区の住民に提示をすべきである。当委員会は河川管理者に対して、流域の住民が安心して暮らせるように当該地区の住民と話し合って対策を決定して、速やかに実行するよう要請するということです。

これらの方針に沿った行政対応としまして、リバーサイド住宅地区及び武田尾地区につきましては、住民協議のもとに、河川の拡幅、あるいは堤防の拡幅、堤防のかさ上げ等の河川改修計画が示されているところでございます。しかしながら、私が居住しております

道場町生野地区につきましては、さきに申し上げましたように、武田尾地区等と同様の甚大な被害を受け、千苅ダムの放流といった新たな要因も考えられる中で、その根本的な原因究明と対策が求められていると思っているわけですが、これまでそれらの行政対応が何らなされていないと言わざるを得ない状況でございます。

このことから、行政におきましては、こういった被災状況を本当に把握されているのか、把握されているということでありましたら、なぜ原因究明、対策が現在まで講じられていないのか、この辺のことにつきまして、河川管理者である県、行政区域を有しておられます神戸市さんに行政の考え方をお聞きしたいということでございます。

以上でございます。

都築 西宮の都築ですけれども、きょう検討していただいた内容を興味深く聞かせていただきました。流域のいろんな資源を使って治水対策を講じようということで、詳細な検討をされて、これ自体本当に大切だと思います。ただ、私この点でもう1つ発言させていただきますと、流域の住民の皆さんの意識を高めるとか、資源を最大限活用するという意味で非常に大切な取り組みだとは思いますが、治水対策という点では、むだが多いという面もあると思います。こういうやり方で検討された経過は詳しくはお聞きしていないんですが、降った雨をそのままそこでためるという形になっているかと思えますけれども、治水対策という意味では、本来ためなくてもいいような水を最初からため込んでいくという点で、肝心なときにはそれぞれの治水資源が一杯になってしまっているということが起きていないのかと思うわけです。治水対策という点では、最初からためる必要はないと思います。下流の対象とする区域のピーク流量をどれだけカットするかということが、治水対策上は極めて重要な問題になってくると思います。

そういう点でぜひ検討していただきたいことは、委員の方々はご承知かと思いますが、上流の青野ダムは60年の1度の洪水対策ということでつくられています。武庫川の河川改修は、三田区域は一たん終了しておりますが、10年に1度の洪水対策しか想定できていないというのが実態です。理念的に考えても、100年に1度に洪水をここに想定すれば、三田区域、あるいは神戸の北部区域の武庫川や有馬川は全部あふれてしまうということになるかと思えます。

この治水対策の中では、そういうことが検討事項の中に入っていない。今回のため池等利用する際に考えられた100年に1度の大雨が降った場合に、三田や有馬あたりの武庫川やその支川がどういう状況になるのかということは、総合治水という意味ではぜひ検討し

ていただきたいと思います。ここで 10 年に 1 度の洪水対策しかできていない武庫川で、100 年に 1 度の大雨が降ると、ハイウォーターレベルで想定すれば、どれくらいあふれるか、あるいは余裕高を考えた武庫川の堤防ではどれくらいあふれるのかということを考えれば、逆に、それを受ける受け皿が、三田区域の武庫川の中にもし確保ができれば、それがまさに総合治水の役割を果たしていくということになっていくかと思います。

総合治水という意味では、三田区域、要するに武庫川渓谷より上流部分の流域で、100 年に 1 度の洪水が今の河川に降れば一体どうなるのかということは、ぜひ流域委員会で検討していただきたい。そのこと自体が、私は、総合治水の展望をもっと大きく作り出していけるんじゃないかと思います。

このことは、県の河川の関係の方々にも、私は再三指摘してきたんですけども、県の方の考え方は、ともかく 100 年に 1 度の大雨が降れば、流域の形状がどうであれ、河川の改修状況がどうであれ、そのまま武庫川渓谷に流れてくると考えてやるんだという一点張りで、現在の流域の実態というのは全然考慮に入っていないという状況でした。武庫川流域委員会では、その点をぜひ検討していただいて、総合治水を実りあるものにしていただきたいと思います。

以上です。

足島 大阪から参加させていただいています足島と申します。2 点ほどお願いしておきたいと思います。

前にもちょっとお話をしていると思いますけれども、まちづくりになるのかどうかわかりませんが、流域委員会が終わった後の住民組織みたいなものを流域委員会の中である程度議論をしていただいて、そういうふうな市民組織、それから流域委員の一部の方が入っていただくような形でのその検証というふうなものを考えていただきたいということが 1 つ。

もう 1 つは、国でも、18 年度概算要求の要求金額が出ているわけです。だから、県として、今の時期、河川整備課として予算要求をされているデータが出せないものかどうか。それから、3 月に答申が出されて、実際に河川整備をやっていくという中で、タイムラグが出てくるんじゃないかというのを心配しています。方針は出たけれども、予算がないから平成 18 年度はできません、そんなことにはならぬようにしていただきたいと思います。

瀧原 尼崎の瀧原といいます。2 点お願いがあります。

きょうの資料の 4 - 3 ですけれども、武庫川というのは、床止め工といいますか、床固

め工といいますか、非常に多い川で、平常時はほとんど土砂が動いていないと思うんですけども、去年のような台風があると、特定の箇所にとさっと土砂がたまると。私がちょっと思っているのは、土砂移動の連続性が保たれていなくて、自然環境にはどうなっているのかなというところがあります。そういったところを資料 4 - 3 のところに盛り込んでほしい。もしそういうのが入っているよということであれば、資料一覧表の中に、河床材料の実態がどうなっているかというのを入れて整理しておいてほしいというのが 1 点。

もう 1 点は、きょう資料がないのでよくわからなかったんですけども、まちづくりという中で、川の駅というお話があって、さっき女性の方もちょっと言われたんですけども、どうも嫌な感じで聞きました。まちづくりという形で、余り川を変えてほしくない。ぜひこの辺は再考していただきたい。

以上です。

大田 リバーサイドの大田と申します。

現在、県の方で、整備計画で築堤の案が出ていますけれども、これは私は、今物すごく不安なんです。なぜかというと、川幅を 12m 広げ、堤防の高さを 5 m 上げる、初めの案ではそういうことになっていたんですけども、住民の方からいろいろ反対の意見があり、じゃあ、かさ上げをしましょうということで、今住民と議論をしているわけなんです。そのかさ上げが問題なんです。私の家の前では - - これはスライド出ますの。

松本委員長 時間がありませんので、簡潔にお願いします。スライドは今出せません。

大田 そしたら、よろしいですわ。私の家の前で、かさ上げが、堤防が 1 m 70 ぐらいですわ。去年水害に遭って、パラペットの高さが約 2 m あるんですが、それを 1 m 以上越えてきているわけですわ。去年の災害のときに。それを一部だけ移転して、一部残って、今度はかさ上げはしたけれども、堤防はつくと。20 トンぐらいの水管橋の橋が、去年は丸々流れてきているわけです。去年の折は、堤防があったからまだいいけど、今度県が示しているかさ上げの案では、家がもう総なめで流されます。物すごく不安なんです。現にきのうもおとついても県の人とお話ししましたけれども、もうこれでいくぞというようなニュアンス的な発言もあります。

こういう状態で、安心して安全なまちに住めるという自覚は私はありません。そのところをもう一度、済みませんけど、委員の方に検討していただきたいなと思います。ありがとうございました。

松本委員長 ありがとうございました。

河道の改修等に関しては、これから委員会でも議論をしていきます。その中で、ご指摘の点については検討していきたいと思います。これからの審議に関して、具体的なご意見、ご提言については、我々の検討の中で生かしていきたいと思います。

では、最後に本日の議事骨子の確認をして終わりたいと思います。事務局、読み上げてください。

植田 議事骨子を読み上げます。

平成 17 年 11 月 8 日

第 28 回 武庫川流域委員会 議事骨子

#### 1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と奥西委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

#### 2 運営委員会の報告

11 月 1 日開催の第 35 回運営委員会の協議状況について、松本委員長から報告があった。

#### 3 中間報告について

10 月 28 日に知事に対して行われた中間報告の状況について、松本委員長から報告があった。

#### 4 武庫川流域における流域対策の実績

流域 7 市の流域対策の実績等について、事務局から説明があった。

#### 5 総合治水対策の検討

・10 月 25 日開催の第 8 回総合治水ワーキングチーム会議、及び 11 月 2 日開催の第 9 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果について、松本主査（委員長）から報告があった。

・流域対策による流出抑制効果量の算定（試算）について、河川管理者から説明があった。

・流域対策における課題の項目整理について、中川委員から説明があった。

#### 6 ワーキンググループからの報告

・村岡主査から、11 月 4 日開催の第 2 回環境ワーキンググループ会議で協議した、検討課題及び必要資料等について、報告があった。

・田村主査から、11 月 4 日開催の第 2 回まちづくりワーキンググループ会議で協議した、「武庫川カルテ」の作成、川の駅構想の提案、流域関係市へのヒアリングの実施等について、報告があった。

- ・上記報告に基づき、今後協議等を進めていくことについて、基本的に了承された。

## 7 その他

### (1) 河川整備基本方針と河川整備計画の関係

茂木立委員から、河川整備基本方針と河川整備計画の関係について、法的な観点からの問題提起があり、今後の検討課題とすることとした。

### (2) 今後の委員会開催日程

・第 29 回委員会は、平成 17 年 11 月 24 日 (木) 17:30 から、尼崎市立女性・勤労センターで開催する。

- ・第 32 回委員会は、平成 18 年 1 月 18 日 (水) 17:30 から開催する。

以上です。

松本委員長 この議事骨子について、何かご意見はございますか - -。

特にないようでしたら、これで確認させていただきます。ありがとうございました。

これで本日の議事をすべて終了いたしました。長時間ありがとうございました。

: